

Techno Report

No.178

**6月1日より、フロン排出抑制法が改正され、
管理者様によるフロン管理義務が強化されました。**

フロン排出抑制法改正のポイント

- 「管理者」とは、当該製品の所有権を有する者（所有者）が管理者となります。
- 機器廃棄時のフロン回収率向上のため、関係者が相互に確認・連携し、ユーザーによる機器の廃棄時のフロン類の回収が確実に行われる仕組みへ

【機器廃棄の際の取組】

- ◆管理者（ユーザー）が冷媒を回収せずに
機器を廃棄した場合 50万円以下の罰金（直罰）

廃棄を依頼した業者が適切に処理している事を確認する必要があります。

- ◆行程管理票の記載不十分、保存違反 30万円以下の罰金（直罰）

第一種特定製品機器廃棄者（ユーザー）は行程管理票に定められた事項を記載し交付しなければなりません。
また、その保存期間は3年と定められています。

- ◆廃棄機器を業者に引き渡す場合には
行程管理票の引取証明書の写しを
交付しなければいけない 30万円以下の罰金（直罰）

機器の引取業者に廃棄機器を引き渡す場合、冷媒が回収されている事が証明される書類（引取証明書の写し）を添付する必要があります。

- ◆点検記録簿を機器廃棄後一定期間保存する義務 3年保存

※直罰 . . . 交通違反制度での行政処分と異なり、告発され刑事裁判で有罪判決を受けると前科が付く司法上・刑事上の責任となります。

発行 藤田テクノ株式会社 テクノレポート発行委員会

2019年7月発行

〒370-0069 群馬県高崎市飯塚町1174-5

本社 TEL 027-361-8111 FAX 027-329-6221

太田支店 TEL 0276-46-1348 FAX 0276-49-1156

埼玉支店 TEL 049-279-3011 FAX 049-279-3012

問合せ先： 技術部 メンテナンス1課/阿佐見 発行委員会

URL: <http://www.fujita-tec.co.jp>

本紙は弊社よりの納品書等の郵送時に同封させて頂きますので重複等が発生する事がございます。予めご了承下さい。